

國學院大學學術情報リポジトリ

中世の門跡と公家・武家

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 相馬, 和将, Souma, Kazumasa メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002506

相馬 和将 提出 学位申請論文

『中世の門跡と公家・武家』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、中世後期における門跡寺院の組織構造や、門跡と武家社会・公家社会および諸寺院との関係などの分析を通じ、中世後期の「門跡社会」の有様を動態的に論じ、門跡という存在の歴史的意義を明らかにしようとするものである。序章「中世後期門跡社会論」では、「門跡」「門跡寺院」の語義をめぐる先行研究を整理した上で、改めて両文言の定義を行っている。その上で、中世前期・後期、近世前期の門跡寺院研究の到達点を確認し、現在の課題と本論文の分析視覚を提示する。

本論は、五本の既発表論文、二本の新稿、一本の補論（書評）の全七章から成り、大きく二部に分けて構成されている。

第一部「中世の門跡と他寺院の関係」では、門跡の活動実態の一端を明らかにするため、四天王寺・醍醐寺に注目する。四天王寺は、中世において別当職を門跡が務め、組織構造上も門跡との連関を有していた。そのため、四天王寺を分析することは、間接的に門跡を分析することにも繋がるといえる。また、醍醐寺では有力院家の三宝院が足利義満の時代に「門跡化」したことが知られている。三宝院の門跡化について考察するうえで、三宝院の置かれた醍醐寺全体の寺院社会について把握する必要があるのはいうまでもない。

第一章「聖護院門跡所蔵「四天王寺別当職文書集」と中世前期の四天王寺別当」は、聖護院門跡所蔵の新出史料を用いて、院政・鎌倉期における四天王寺別当の補任動向を考察した。当該期の四天王寺別当職については、平等院門跡（寺門派）と青蓮院門跡（山門派）による就官競争が起きていた。また、青蓮院慈円の四天王寺別当職補任の時点に画期性を見いだし、慈円以後の青蓮院門跡では、「四天王寺別当職は慈円の門流から補任されるべき」という認識・故実が生成されたとする。第二章「南北朝・室町期の四天王寺と四天王寺別当」では、

四天王寺別当職をめぐって門跡寺院が争っていたこと、朝廷の専管事項であるはずの四天王寺別当職の補任に対して、足利尊氏の頃から室町幕府の関与がみられることを明らかにした。

第三章「南北朝・室町期における醍醐寺の寺家政所と惣寺集団」は、醍醐寺三宝院に集中する従来の研究動向を相対化するため、醍醐寺の寺家政所や惣寺集団に注目した。そして、南北朝期以降、三宝院院主が醍醐寺内で確固たる地位を築いていく過程に並行して醍醐寺の公的な組織構造にも変化が生じており、その変化に室町幕府が関与していたことを明らかにしている。

第一部補論「書評 稲葉伸道著『日本中世の王朝・幕府と寺社』」は、当該書籍の内容の紹介と批判である。ここには、「統制」「政策」という言説に関する申請者の理解が端的に表現されており、本論文に通底する考えを補助するために加えたものである。

第二部「門跡社会と公家社会・武家社会」では、個別事例の検討として青蓮院門跡を取り上げている。また、個別門跡だけではなく、門跡が中心となって

織りなす社会を「門跡社会」と概念化し、門跡社会と世俗社会の關係を通時的に把握しようと試みている。

第四章「足利義満子女の寺院入室事例の再検討」では、足利義満の子女が門跡寺院に入室する意味を寺院社会史の立場から考察した。義満期の門跡社会では、基本的に貴種不足に伴う後継不在問題が生じており、摂関相当、さらには上皇待遇を獲得していた義満は、門跡側にとって王家・摂関家に次ぐ第三の選択肢とみなされ、子女入室を要請された場合があったとした。

第五章「中世後期の猶子入室と門主・家門・室町殿」では、寺院に入室する際に室町殿の猶子になる現象（室町殿猶子）の意義を論じ、従来、室町殿による「寺院統制策」とされてきた評価に疑問を呈する。また、室町殿猶子の数や出身家門に注目すると、義満・義持期は足利庶流を猶子にした事例が大半であり、公家からの申請も二条流だけに限られていた。しかし、義教・義政期になると室町殿猶子を申請する家門が幅広い階層にわたっていたことから、足利将軍家の尊貴性・貴種性、および将軍家権威は格段に上昇しており、特に義政期は、

政治的には不安定ながらも、猶子のあり方からみれば將軍家權威が最高潮に達していたと述べる。

第六章「中世後期における青蓮院門跡の存続と法流相承」では、門跡継承だけではなく、法流や聖教の相承に注目しつつ、新たな見解を提示している。青蓮院門跡は世俗権力との結びつきを背景に、南北朝期の門主尊円・尊道期に門跡継承・法流相承・聖教相承を再度一致させることに成功したが、義円期以降、後継門主の早逝・退去によって三要件が揃わず、不安定化するケースが頻発した。そして、義円期以降の門跡継承では門主讓状が作成されず、門主の地位は、門跡と世俗側の当事者が主体となって政治的交渉による合意の上、選出・決定されたという。なお、法流・聖教相承は、政治によって後継門主が定まった後、有力寺院に属した法脈上の適任者が補弼している。青蓮院門跡に起きていた寺院相続の不安定化という現象は他門跡でも共時的に発生していたが、その背景には応仁の乱後における有力寺院の機能不全があり、青蓮院門跡の特殊性は、関東から三昧流を逆輸入したことに求められるとする。

第七章「山門派門跡寺院と延暦寺天正再興事業」では、中近世移行期の山門派三門跡について、比叡山延暦寺天正再興事業との関わりから検討した。山門再建事業は、本来座主が所管すべき案件で、対外交渉も基本的には座主が担い、三門跡が関与することはなかった。ところが、織田信長による元亀焼撃後の座主空位状況の発生により、山門大衆や坂本日吉社が三門跡を頼ったことで、三門跡所管の案件が拡大する。三門跡は、天正再興の過程で本末関係の整備や灌頂の再興を行ったが、結果として、三門跡の間で再興後の天台宗秩序を意識した競争・対立が惹起されたという。

このように、中世前期から近世までの長い期間に広く目を配った上で、終章「結論と課題」では各章の検討結果を整理し、今後の展望を記している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、豊富な蓄積がある中世前期および近世前期「門跡」の研究史を整理し、批判的に再検討を加えて現状の課題を把握した上で、両時期に比べると等閑視され

てきた中世後期を主たるフィールドとして、個別実証と総合的考察の両面から、中世後期の「門跡」と公家・武家ら周辺勢力との関係性を明らかにしようとした点に大きな特徴がある。

個別実証は、主に第一部にて展開される。例えば第一章「聖護院門跡所蔵「四天王寺別当職文書集」と中世前期の四天王寺別当」では、「四天王寺別当職を争っていたのは山門派と寺門派（もしくは延暦寺と園城寺）である」という従来の理解を克服し、中世前期の平等院門跡と青蓮院門跡の実態を、四天王寺別当職と絡めて論じたところに意義がある。また、実態を解明する研究がなお不足している平等院の実証的研究としても貴重である。

第二章「南北朝・室町期の四天王寺と四天王寺別当」は、南北朝・室町期の四天王寺と四天王寺別当職の実態を研究史上ほぼ初めて明らかにしたもので、南北朝期の政治や寺院の研究、摂河泉地域の研究などの方面から反響を得たという。四天王寺と門跡寺院の関係はこれまで論じられておらず、中世四天王寺別当職の特徴がうかがえると同時に、単なる宗教活動や公武との関係からだけでは把握できなかった、

門跡寺院の就官競争の様子が確認されたことも貴重な成果といえよう。

第三章「南北朝・室町期における醍醐寺の寺家政所と惣寺集団」について、三宝院が室町殿と擬制的父子関係を結ぶことで新たに門跡化したことは知られていたが、こうした変化が醍醐寺全体に及ぼした影響への注目は少なかった。中世後期に新たに門跡となった三宝院と、醍醐寺との関係を論じた本章は、中世後期の門跡寺院の有り様を論じる際にも有益となろう。

総合的考察は、社会的側面からの論稿を集めた第二部で展開される。第四章「足利義満子女の寺院入室事例の再検討」では、「寺院統制策」の具体的事例として説明されてきた義満子女の門跡への入室について、世俗側の事情と寺院側の事情の双方に留意すべきとの重要な提言を行っている。そして、青蓮院門跡を具体的事例に、義満による門跡統制の実例とされてきた門跡領への関与について、寺院を統制しようとする義満の意図は見いだしにくいとして、従来の見解を批判する。

こうした視角は、続く第五章「中世後期の猶子入室と門主・家門・室町殿」でも活かされている。従来の研究では、寺院に入室する際に室町殿の猶子になる現象(室

町殿猶子」の意義についても室町殿による「寺院統制策」として評価されてきたが、本章における寺院社会史の立場からの分析によると、必ずしも寺院統制とは評価できず、寺院側や公家衆側からの申請によるケースも多いという。その背景には、室町殿猶子になることで有利な待遇を得られたことや、門跡の後継に相応しい「貴種」が払底していた中世後期の社会状況があったとする。

また、第六章「中世後期における青蓮院門跡の存続と法流相承」では、主に室町・戦国期の青蓮院門跡を動態的に捉えることで、基礎的研究が不足している中世後期の門跡をめぐる研究段階を進めようと試みた。先行研究では、門主尊応期までの検討に留まっていたところ、尊鎮・尊朝期の門跡継承まで検討したこと、門跡継承だけでなく、法流や聖教の相承に注目したことは、大きな成果といえるだろう。

ただし、若干未消化の部分や課題として残る部分もあった。第一に、申請者が提起する「門跡社会」という用語、概念の有効性についてである。寺院社会と公家社会・武家社会上層部との接点として門跡を位置付けることに異論はないが、「社会」とくくれるほど、法流・門流を超えた共同体意識や関係性が「門跡」の間にあった

のだろうか。「門跡社会」の概念を真に有効にするためには、この点の論証が求められよう。

また、ある特定の寺院が「門跡」であることを自明のこととして論じているが、寺院を「門跡」と認定するには、①中世史料に「門跡」と記されている、②『諸門跡譜』に掲載されている、③近世の国家権力と寺院との関係のなかで「門跡」に位置付けられている、④現在一般的に「門跡」と称されているなど、いくつかの要件が想定される。しかし、申請者が特定の寺院を「門跡」と認定した根拠は、明示されていなかった。この点は、「門跡」だから足利義満の子女が入室したのか、あるいは足利義満の子女が入室するような寺院だから「門跡」なのか、という重要な問題にもつながってくる。

なお、「門跡社会」に共通すると指摘した継承・相承の不安定化は、「門跡社会」に限らず、公家社会や武家社会でも同時期に起きた現象である。したがって、その要因は、申請者が述べる門跡の経済的な実力の低下や「貴種」不足という門跡固有の問題だけにとどまらない、この時代がもつ大きな「社会問題」として捉える必要

があらう。

第二に、足利義政の治世を「將軍權威の最高潮」の時期ととらえる見方にも、やや違和感がある。確かに、義教・義政期は將軍家の儀礼整備が大いに進んだが、それは斜陽となりつつあった権力を補う「装置」だったのではないか。二木謙一氏の一連の研究や、国史学会百周年記念シンポジウム「権力と儀礼」でも指摘されているように、権力が安定している時よりも、不安定な時にこそ、儀礼や權威の持つ意味が大きくなるのではなからうか。この点、有職故実・儀礼研究等の成果への目配りも、今後は必要とならう。

部分的には、申請者の理解が十分に表現されておらず、読者に誤解を与えかねない語句の使い方や文章表現もみられた。例えば、第四章では「足利義満子女の寺院入室」とありながら女子の入室、すなわち「比丘尼御所」の検討がなされていないが、これは今後の課題としてぜひ取り組んでもらいたいと思う。

上記のような改善すべき点はいくつかあるものの、中世前期と近世の寺院史研究・公家研究の狭間にあって、これまで研究が進んでいなかった中世後期の門跡寺院の

あり方やその意義を正面から論じた本論文は、先行研究に対する目配り、広範な史料収集、史料解釈の正確性、実証的な研究方法と論旨の組み立てなど、いずれの点からしても高い水準に到達している。よって、本論文の提出者相馬和将は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

令和四年一月八日

主査	國學院大學教授	矢部健太郎	印
副査	國學院大學教授	高橋秀樹	印
副査	東京大学史料編纂所教授	榎原雅治	印

相馬 和将 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和四年一月八日

学力確認担当者

主 査	國 學 院 大 學 教 授	矢 部 健 太 郎	印
副 査	國 學 院 大 學 教 授	高 橋 秀 樹	印
副 査	東京大学史料編纂所教授	榎 原 雅 治	印